

委託費執行 概要書

町 長	副町長	教育長	局 長	局長補佐	局 員	審 査	設計者			
執 行 年 度		令和 0 8 年度								
工 事 番 号 工 事 名		令和8年度 桂体育館照明LED化 改修工事実施設計業務 起工 設計書								
工 事 場 所 又は履行場所		東茨城郡 城里町 阿波山								
施 工 方 法		委託			原契約年月日		年 月 日			
工 期 又 は 履 行 期 間		令和 年 月 日 から 令和 9 年 1 月 2 5 日 まで 日間								
受 注 者										
費 目		起 工		第 1 回変更		増 減 (△)		変更請負に付する工事価格 ＝変更積算工事価格×請負比率 請負比率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 — 円 請負比率 — 変更工事価格 — 円		
起 工 額										
請負(委託) に付する額										
工事(業務) 価 格										
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額										
請負(委託) 決 定 額										
工 事 概 要										
内 容			規格 1	数量 1	単位 1	規格 2	数量 2	単位 2	規格 3	数量 3 単位 3
照明LED化改修工事実施設計 N＝1．0 式										
変更理由										

令和 8 年 度

桂体育館照明 L E D 化改修工事実施設計業務

設 計 内 訳 書

令和 8 年度 桂体育館照明 L E D 化改修工事
実施設計業務

[illegible]

令和 8 年度 桂体育館照明 L E D 化改修工事
実施設計業務

[illegible]

設計業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和8年度 桂体育館照明LED化改修工事実施設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県測量作業共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。なお、最新の共通仕様書は、茨城県土木部検査指導課ホームページからダウンロードできる。<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/03consaru.htm>

(目的)

第2条 本業務は、桂体育館における照明LED化改修工事設計及び施工を実施するための基礎資料を得ることを目的として、設計を行い、経済性、施工性、供用性、景観、環境等について総合的な検討を加え、工事に必要な設計を行うものとする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、東茨城郡城里町大字阿波山地内とする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約日の翌日から令和9年1月25日までとする。なお、休日等には、日曜日、祝日の他、作業期間中の全土曜日を含んでいる。ただし、末日が閉庁日となる場合は、翌開庁日を末日とする。

(業務内容)

第5条 この業務における業務内容は、別紙「設計内訳書」のとおりとする。

(設計条件)

第6条 設計条件は、次のとおりとする。

(1) 設計業務 一式

(使用する規程等)

第7条 この業務に使用する規程等は、共通仕様書、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の業務委託契約書
- (2) 共通仕様書
- (3) 茨城県電子納品ガイドライン

(管理技術者)

第8条 共通仕様書第1106条の3に規定する技術士の部門は建設部門とする。

(照査技術者)

第9条 共通仕様書第1107条を参照するものとする。

(貸与または支給する物品及び資料等)

第10条 町が貸与または支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第 1 1 条 この業務における打合せ協議は、1 回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出すること。

(安全管理)

第 1 2 条 受託者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具(ヘルメット、安全靴等)を着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

(身分証明書の携帯等)

第 1 3 条 受託者は、共通仕様書第115条第 4 項に基づき交付された身分証明書について、第三者が所有する土地での作業中にその土地の関係者から提示を求められた場合には、これを提示すること。

(土地への立ち入り)

第 1 4 条 受託者は、作業の実施にあたり、第三者が所有する土地に立ち入る場合には、その所有者等から業務委託契約書第12条に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

(植物等の伐除及び土地等の一時使用)

第 1 5 条 受託者は、作業の実施にあたり、植物、かき、さく等の伐除または土地若しくは工作物を一時使用する場合には、所有者等から共通仕様書第115条第 2 項に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

2 前項において、損失が生じた場合には、受託者が負担することとし、その他の損失については、共通仕様書第115条第 3 項に基づき、監督員と協議すること。

(現地踏査)

第 1 6 条 業務着手にあたり、本業務対象付近の交通量や交通の流れ、地下埋設物、工事帯の確保、法面等の状況を把握するものとする。

2 踏査結果は、写真に整理して提出するものとする。

3 測量を必要とする場合は、監督員と協議するものとする。

(地盤情報システム等の活用)

第 1 7 条 受託者は、共通仕様書第 1202 条の 2 に基づき、現地踏査に先立ち茨城県地盤情報システム及びその他の文献資料を活用し、踏査区域及びその周辺地盤状況の把握に努めるものとし、この結果に基づき報告書に当該地域の地盤状況に関する所見及び設計に関する留意事項等を記載するものとする。なお、計画業務において地盤状況の把握が必要ない場合は、この限りでない。

(設計計画)

第 1 8 条 設計計画は、設計図書に明示される事項及び貸与資料等を把握のうえ、設計条件の整理・検討及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

(公図の不備な地域等の測量)

第19条 公図の無い地域の測量にあたっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 土地の所在図を作成すること。(1/500)
- (2) 用地整理台帳用紙を用いて隣接地の地番及び所有者の住所氏名を記載すること。
- 2 公図に分割線が無い地域及び公図と現況の相違した地域の測量にあたっては、次のことに留意するものとする。
 - (1) 最終枝番まで現地調査のうえ、分割線を記入し、地図訂正の図面(訂正前及び訂正後)を作成すること。ただし、枝番多数の場合は隣接地のみ記載すること。
 - (2) 用地整理台帳用紙を用いて隣接地の地番及び所有者の住所氏名を記載すること。
 - (3) 訂正した図面に分割線を記入した地図を作製すること。
- 3 公簿面積より買収面積が多い場合の測量にあたっては、次のことに留意するものとする。
 - (1) 地積更正の図面(地積測量図、公図若しくは所在図)を作成すること。
 - (2) 用地整理台帳用紙を用いて隣接地の地番及び所有者の住所氏名を記載すること。
- 4 前第1項から第3項により作成した地図等(不動産登記法及び同施行細則で定められた登記用地図で、法務局へ前提嘱託登記(分筆、地図訂正、地積更正等)の添付書類として提出できるもの)は、指定期日までに2部提出すること。

(成果品の照査)

第20条 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」(茨城県土木部)に基づき実施するものとする。

(数量の集計)

第21条 数量の算出結果は、所定の数量集計表様式(案)(以下「数量集計表」という。)に基づき取りまとめるものとする。

- 2 数量集計表は、監督員の指示するファイル形式で作成し提出するものとする。

(参考) 数量集計表様式(案)の入手方法

国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ「各種基準類の情報」よりダウンロード。

(納入する成果品等)

第22条 納入する成果品等は、別紙2のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第23条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

- 2 電子納品の実施内容は以下のとおりとし、その詳細については「茨城県電子納品ガイドライン」を参照すること。なお、「茨城県電子納品ガイドライン」については、茨城県土木部検査指導課のホームページよりダウンロードできる。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/cals/ebid%20H18/donw2.html>

(1) 電子納品(成果品の電子化)

(2) 電子情報交換(電子メールを活用した情報共有)

- 3 受託者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境が整備されていない場合には、その整備を行うこと。

- 4 電子納品の対象とする成果品の作成及び納品については、「測量成果電子納品要領(案)」に基づくこと。また、対象に写真帳、C A D図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「C A D製図基準(案)」に基づき作成すること。
- 5 成果品の提出は、電子媒体C D－R 1部、製本1部とし、電子媒体は1部を監督員に提出するものとする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本1部、原図1式とする。
- 6 電子化されたものを含めた成果品については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(工事業者や建設コンサルタント等)に貸与することがある。

(成果品等の手直し)

第24条 受託者は、業務完了後に受託者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行うこと。

(業務カルテの登録業務)

第25条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第1108条の3に則り、測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

(施工法検討)

第26条 施工法検討は、工事用道路の確保、現道の切り廻し、施工ヤードの確保に加えて、施工方法及び施工順序、施工機械、仮設備計画等について検討するものとする。

(リサイクル計画書等の提出)

第27条 受託者は、共通仕様書第1209条の9に基づき、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、茨城県建設リサイクルガイドライン(茨城県土木部)に基づき、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書を作成するものとする。

(新技術情報提供システム等の活用)

第28条 受託者は、共通仕様書第1209条の11に基づき、当該設計に関わる新技術・新工法について、国土交通省の「新技術情報提供システム(N E T I S)」及び「茨城県版新技術等情報提供データベース(I T 'S)」を検索・参照するなどにより情報収集し、その結果を踏まえ活用の可能性について監督員と協議を行うものとする。

(その他)

第29条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

貸与又は支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
設計図書	1 部	
電子媒体（CD-R）	1 部	
設計図縮小版	1 部	A 3（A 4 冊子）

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要
打合せ記録簿	1 式	
図面	1 式	

平面図 令和8年度 桂体育館照明LED化改修工事実施設計業務



縮尺 1 : 5000

100 50 0